

被爆者健康手帳について

(1) 住所を変更されたとき（「居住地変更」の手続き）

① 県内移動

住所変更後 1 ヶ月以内に、新しいお住まいの最寄りの保健所（健康福祉センター）で手続きをお願いします。

提出書類等 申請書、被爆者健康手帳、住民票、手当受給中の方は手当証書

② 県外転出

新しいお住まいの都道府県等で手続きをお願いします。

提出書類等 申請書、山口県で発行された被爆者健康手帳
住民票、手当受給中の方は手当証書

※その他の書類が必要になる場合がありますので、新しいお住まいの都道府県等にお尋ねください。

③ 住居表示の実施による住所変更

お住まいの最寄りの保健所（健康福祉センター）で手続きをお願いします。

提出書類等 申請書、被爆者健康手帳、住居表示変更証明書（写）又は住民票
手当受給中の方は手当証書

(2) 手帳を紛失・破損・汚したとき（「手帳再交付申請」の手続き）

最寄りの保健所（健康福祉センター）に届け出てください。

提出書類等 申請書、破損、汚した場合にはその手帳

※紛失による再交付を受けた後、発見したときは、速やかに返還してください。

(3) 手帳の健康診断結果記入欄が足りなくなったとき

最寄りの保健所（健康福祉センター）に届け出てください。

健康診断結果記入欄の写しをお渡しします。

(4) ご本人が亡くなられたとき（葬祭料の申請等について）

早急に、住んでおられた地域の保健所（健康福祉センター）に届け出をお願いします。

提出書類等 ○死亡届、住民票の除票

被爆者健康手帳、手当証書（受給者のみ）

原爆症認定書（医療特別手当受給者のみ）

○葬祭料支給申請書

死亡診断書又は死体検案書（コピー可）

葬祭を行った方を確認できる書類（領収書（写）等）

振込先金融機関の口座番号・名義人を確認できるもの

※葬祭を行った方に支給されます。ただし、死亡が交通事故等の原爆障害の影響によるものでないことが明らかな場合は支給されません。